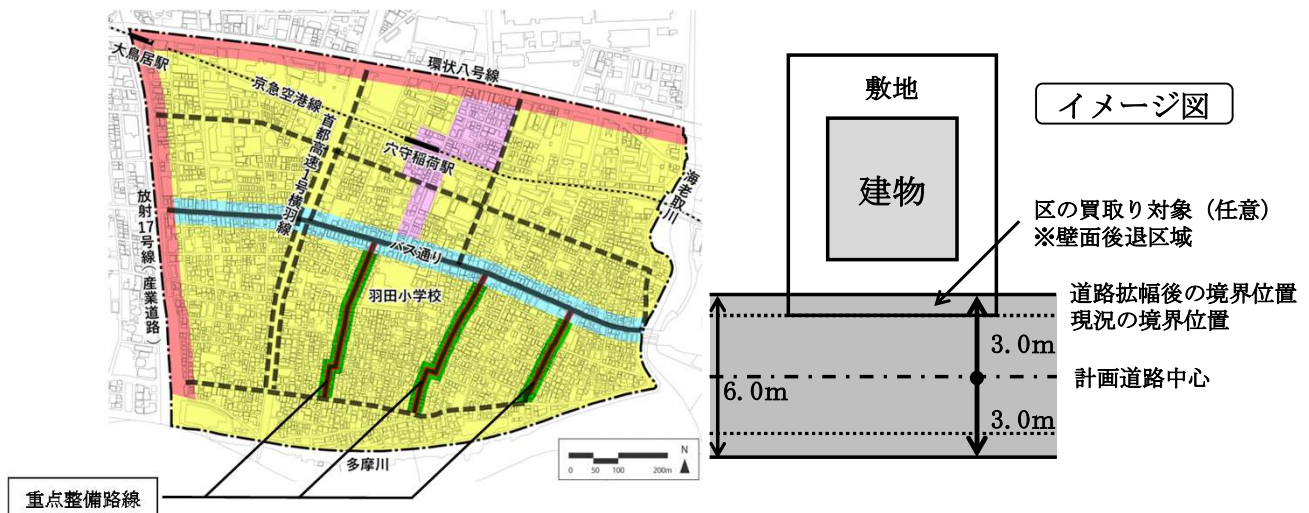


重点整備路線沿道の「道路用地買取り」等について

大田区では災害時の延焼防止、避難路の確保に重要な役割を果たす重点整備路線（計画幅員6m）の拡幅整備を進めています。

下記の重点整備路線沿道の方には、平成26年度より、ご協力いただける方から道路用地をお譲りいただいております。

ご協力いただく際に生じる損失については、補償させていただく場合があります。この機会に拡幅整備へのご協力もあわせてお願いいたします。



また、道路拡幅予定部分については、羽田防災街区整備地区計画により、「壁面の位置の制限」や「壁面後退区域における工作物の設置の制限」が定められています。地区計画の制限内容等については、建築審査課までお問合せ下さい。

問合せ先

計画道路中心の位置及び

道路拡幅整備・道路用地買取り等について（重点整備路線）

大田区まちづくり推進部用地課用地担当

電話 03-5744-1767

地区計画の制限内容について

大田区まちづくり推進部建築審査課建築指導担当

電話 03-5744-1387